

鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市で発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）に違反する事案を受け、入札・契約制度について客観的な検証を行うとともに、再発防止を図るため、鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 入札・契約制度の検証と課題等の抽出
- (2) 官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為の再発防止対策の検討

(組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月26日から施行する。